

**アジア地域主義における「アジア的性格」の考察
—アジア開発銀行（ADB）の創設過程を中心に—**

鄭 敬娥

大分大学教育福祉学部

**A Consideration of the “Asian Character” in Asian
Regionalism:
With the Focus on the ADB Foundation Process**

Kyong-ah JEONG

Faculty of Education and Welfare Science, Oita University

SUMMARY

The purpose of this paper is to clarify of the “Asian character” of Asian regionalism by analyzing the political process of the ADB foundation. It examines how Asian nations understood the relationship between nationalism and regionalism, and how the

insistence of the "Asian character" of the ADB was projected onto the process.

For the developing countries in Asia, the regional cooperation association did not necessarily mean adjustment or promotion of a common development project of the region. In fact, it means reservation of influential voice of each country. On the other hand, Japan aimed at improvement of the status in international society by taking leadership in foundation of the ADB. But it could not respond to the demand to North South problem solution of regional countries, and was not able to meet the expectation of Asian nations for its own country, either. Therefore, Japan which is the only advanced country in this region could not utilize its position well and lacked a role of a balancer deterministically. These differences in the expectation between Asian developing countries and Japan also expressed the limit of the regional cooperation of the 60s as it was.

はじめに

1966年12月、アジア開発銀行（ADB）はアジア域内のほぼすべてを網羅した国際機構として、かつ日本を含む地域諸国自らが構想段階から規範作りを手がけた初の地域機構として華々しく創立総会を迎えた。そして、そこには南北問題の解決という国際社会共通の課題に対して、アジア諸国自らが地域協力によってその解決を試みようとする意気込みがあった。

南北問題はソ連が自由主義陣営の途上諸国に対して経済攻勢を展開し始める1955年を前後して援助競争という形をとって注目されるようになったが、東西間の緊張緩和が進み、両陣営の援助能力にも陰りが見え始めた60年代には、途上国への貿易拡大という先進国側の実質経済的な課題をともなって浮上した。一方、第三世界諸国は「77カ国グループ」の誕生からみるように、ナショナリズムを背景として集団としての発言力を高めていき、64年に開かれた第一回国連貿易開発会議（UNCTAD）においては、東西を問わず先進国と途上国が協力体制を打ち出すことに成功し、南北問題への関心も頂点に達した¹。

また、60年代には経済格差の解消というグローバルな課題に対する実際的な方法として、地域主義的なアプローチが目立つようになった。その直接的契機となったのはヨーロッパにおける地域統合の動きであった²。とりわけ「欧州経済共同体（EEC）」が予定を早めて1961年から域外に対する第一次共通関税措置の実施を決定したことが、一部の地域の不安を増大させた。アフリカ諸国がEECの準加盟国としての特典を与えられるのに対して、そうでない同じ一次産品輸出国であるアジアやラテン・アメリカ諸国は何らかの不利益を被るかもしれないという危機意識が醸成された。

その結果、世界各地域では「ラテン・アメリカ自由貿易連合（LAFTA）」や「中米経済統合に関する一般条約」など自由貿易圏の形成とともに、地域銀行の設立がにわかに目指されるようになった。すでに1959年には「米州開発銀行（IDB）」が創設されていたが、64年には「アフリカ開発銀行（AfDB）」が誕生する見込みとなった。自由貿易圏はある一定地域内のモノの移動を容易にする一方で、地域銀行はそのための経済計画の調整と円滑な投融資を行い、世界大

の南北問題の解決が早急に達成できない現状において、地域内の経済格差を解消できる方法として期待を集めるようになったのである。そして、それらを通してアメリカはラテン・アメリカと、ヨーロッパはアフリカとの経済関係を密接にしていた。このような状況に直面したアジア諸国は、自分たちだけが取り残されるという危機感を強めていった。アジアにも地域銀行を、という願望が内部から提起された所以である。

アジアにおける地域協力により現実感を与えたのは、日本の経済的復興であった。日本は、1964年に経済協力開発機構（OECD）と開発援助委員会（DAC）への同時加盟を果たす一方で、東京オリンピックおよびIMF年次総会を主催し、先進国としての国際社会への再登場を大いに印象付けた。DACにおいて、日本および西欧諸国は途上国に対する経済援助においてそれぞれの経済力に相応しい役割を果たすべきであるという、いわゆるバードン・シェアリングの考え方が出現するようになったのもこの時期であった³。ベトナム戦争が深刻化し、西側先進諸国の対外援助が減り続けるなか、日本の経済的浮上が地域協力に対するアジア諸国の期待を高めたのはいうまでもない。そして、実際に日本はADBにおいて初めてアメリカと同等のドナー国として参加し、設立構想の初期段階から中心的な役割を果たした。

ところが、日本が加わったことにより、ADBの創設はより複雑な道程を歩むようになった。日本はADBを地域協力機構の一環として捉え、域内諸国の開発計画の調整を促すとともに、銀行としての健全運営を図る必要性があると考えた。そのためには、資金面のみならず運営面においても域外先進諸国を積極的に参加させるべきであると主張したのである。一方で、アジアの途上諸国はADBを先進国の途上国に対する経済協力機構として捉え、資金面の協力は受け入れるが運営における発言権は極力制限しようとした。それは、アジア人によるアジア人の銀行、いわゆるADBの「アジア的性格」の主張にもっともよく表れていたのである。このようなADBを捉える観点の違いは、日本とアジア途上諸国間の対立として現れ、その設立を最後まで難航させた。

ADBの設立過程における「アジア的性格」をめぐる議論は、日本を含む当時のアジア諸国がそれぞれの立場において地域主義という国際的潮流をどのよう

に理解し、地域開発銀行という具体的な協力機構にそれをいかなる形で盛り込もうとしたのかに関して興味深い示唆を与えてくれる。少なくとも国民国家建設の途上にあったアジア諸国にとって地域主義は、国内のナショナリズムに対応する必要とともに、国際社会において普及しつつあった「開発」への課題という両方の面から対処すべき事柄であった。

本稿は、主に2000年5月に行われた外務省の外交記録文書公開によって閲覧可能になったADB関係の文書に依拠しながら、その創設に至る政治的プロセスを分析する。そうすることによって、当時のアジア諸国がそれぞれのナショナリズムと地域主義との関係をどのように理解していたのか、それはADBの「アジア的性格」の主張にどのように投影されていたのかを検討する。さらに、そのなかで日本の役割はどのように求められ、その対応がADBの性格および当時の地域協力のあり方にどのように影響したのかを明らかにしたい⁴。

1. 開発をめぐる地域的アプローチとその挫折

(1) アジア諸国におけるナショナリズムの台頭と開発

戦後独立を果たした多くのアジア諸国は、植民地的経済構造からの脱却と国民経済の構築を新たな国家目標に設定した。そして、これを達成するために民族資本や地場産業の育成を図る経済ナショナリズムの方針を採用し、未熟な民間資本に代替して政府が積極的に経済活動に介入するとともに、外国資本の導入を極力制限した。彼らにとってナショナリズムは、そのナショナル・グループによる財産権や雇用の機会といった効用性や価値と結びついた概念として受け入れられていたのである⁵。そのため、ナショナル・グループのメンバーと非メンバーを区別することが重視され、メンバーであるからこそ社会において支配的な地位を獲得できる経済的活動や役割を担えるものとみなされたのである。例えば、「タイ人のためのタイ経済」の実現を主張したピブーン（Luang Pibun Songkhram）首相や「フィリピン人優先政策」を採用したガルシア（Carlos P. Garcia）大統領の民族主義的政策はこのような文脈で理解できる⁶。しかし、資

金も技術も経営ノウハウも持たないこれら諸国において、このような初期の政策が無残な結果に終わったことは容易に想像できる。国内経済は深刻な停滞やインフレに陥り、資本財購入に必要な外貨を獲得するには、一層のモノカルチャー的な生産を強化しなければならないというディレンマが生じた。

そして、50年代半ばまでにアジア地域に導入された経済開発計画の多くは、コロンボ・プランへの参画条件もしくは国際機関の援助の受け皿として作成されるようになり、計画立案のイニシアティブも援助供与国である旧宗主国やアメリカがとっていた。その際に国内的には、彼ら自身にとって開発計画の立案・遂行が目標ではなく、脱植民地化こそ最終的なゴールであり、外部資本の受入れはそのための多様な経済政策の一つとして理解された⁷。すなわち、外国資本の積極的な受入れへと大きく方向転換したものの、脱植民化というイデオロギーそのものは生き残り、そうすることによって、これら諸国においてナショナリズムと先進国資本の受入れとの間の矛盾はいちおう妥協の道を見出したのである。

その後、60年代に入ると、国連は「開発の10年」を謳い、各国の開発政策とそのため国際協力に正当性を与えた。とりわけアジア地域においては冷戦の展開にともない、西側先進国側から援助を獲得できるという客観的な条件が形成された。しかし、その際に開発は国家目標というよりは、イデオロギーによる分裂や体制転覆を防ぐための国民統合の手段としてより内面化していった。シンガポールや韓国、フィリピン、インドネシアなど多くの国々において、権力奪取あるいはそのさらなる集中のためにクーデターや戒厳令の施行などのプロセスのなかで開発体制の成立が見られた。彼らはそれぞれ自国が置かれた危機状況のなかで、時には農民や労働者の権利保護を、時には共産主義者との対抗を主張しながら、生き残りのための国家社会の改造・改革を強く主張した。そして、その過程で排外主義的な経済ナショナリズムは否定され、外資を受け入れた工業化、さらにその結果としての経済成長が信奉されるようになった。開発体制が成長のための単なる制度装置、あるいは権力支配のための道具に終わらず、広く国民大衆を巻き込んだ上からの社会運動の一面を持っていたのは、このような理由からであった⁸。

このように、アジア各国における開発主義はナショナリズムと結びつくことによって 60 年代において国民統合の手段として有効に機能し続け、なお先進国資本の導入との間の矛盾を回避できたわけである。しかし、前記したような国際的な地域主義の動きのなかで、アジア諸国においてもそれが直ちに地域共通の開発協力へと結びついたかという点必ずしもそうではなかった。以下に見るように、域内における相互不信が地域協力を妨げる大きな障害として立ちはだかったが、そもそも地域主義は各国のナショナリズムと相容れないものとして理解されたのである。

(2) OAEC 提案とその挫折

EECの動きがアジア諸国に地域主義への関心を喚起させた外的要因であったとすれば、地域の政治状況の変化がそれを内側から突き動かすことになった。アジアでは、中印国境紛争のほかにも中ソ関係の悪化、ラオス危機などの一連の事件が続き、北京の行動に対して疑惑の念がくすぶっていた。反帝・反植民地を謳ったバンドン精神はすでに 1959 年半ばを境にして薄れていった⁹。このような情勢を背景に、アジア諸国は政治優先主義から経済主義への傾斜を強めていった。そして、経済開発を進めるのにも、一国単位よりは従来からつながりの深い先進諸国と結びつくか隣接した国々の間での地域協力を通してより円滑に進めようとする志向が強く現れるようになったのである。

1960 年にアジア諸国は第 16 回国連アジア極東経済委員会（以下、エカフェ）総会において経済開発をより効果的に推進するために、「地域経済協力促進の具体策を検討するようエカフェ事務局に要請する」決議案を採択した。これを受けて翌年の 9 月にウ・ニユン（U Nyun、以下、ウ）事務局長の下でインド、タイ、日本の代表からなる専門家グループ（以下、「三人委員会」）が招集された¹⁰。同委員会は地域銀行の設立を検討課題に入れ、フィリピンやインドネシアなどアジア各国を訪問して、地域協力についていかなる考えを抱いているかを非公式的に聴取して回った。ところが、各国の関係者たちは、協力の必要性や有用性については概ね認めながらも、経済統合や貿易自由化など具体的問題について

は国益重視の立場を前面に出し、結局はそれぞれ国家の開発計画が優先されるべきであることを主張した¹¹。そして、「三人委員会」は地域銀行は未だ「理想に走った計画にすぎない」と判断してその最終報告書のなかには盛り込まず、まず特惠と多角的決済による域内貿易を拡大する必要性があることを喚起し、そのために「アジア経済協力機構 (Organization for Asian Economic Cooperation: OAEC)」の創設を提案した¹²。

しかし、OAEC案に対する各国の反応は極めて冷淡なものであった。彼らは地域協力による開発には関心を示しながらも、具体的な枠組みの話になると総じて否定的であった。その背景には地域諸国の間に横たわる相互不信が大きく影を落としていたと考えられる。例えば、パキスタンの政府関係者は「結局他のアジア諸国の犠牲においてインドと日本がうまいことをする案だ」と非難したが、それは政治的対立を強めているインドがイニシアティブをとることによって、地域的経済協力から自国が疎外されることを恐れたことにほかならなかった¹³。さらに、その他の国々も実際の経済発展水準の格差ゆえに再び域内の先進国に経済的に支配されることに懸念を示した。

ところで、OAEC案に示されたその目的や事業自体は、アジア諸国にとって必ずしも目新しいものではなかった。報告書には、それ以前から続いていたメコン河開発計画や国連の各種フォーラムで討議された事業が例示されたのみであった。違いがあったとすれば、それを個別的に展開するのではなく、OAECを通して総括・推進する一方で、さらに新たな協力事業を企画していくことを謳ったことである。しかし、OAECという名称はヨーロッパにおけるOEECやECCを必然的にイメージさせた。「三人委員会」の日本側代表として参加した大来佐武郎（当時、経済企画庁総合計画局長）はある座談会のなかで、報告書は単にアジア経済協力に関する何らかの組織が必要になってきているとの認識を示し、その具体的な形や内容については以後弾力的に検討していくという態度をとったのであるが、OAECという名称から「ヨーロッパにおけるOEECとまったく同じ機構をアジアに作るというふうに取りれた面が一つありはしないか」¹⁴との懸念を披露した。つまり、協力の実体がほとんどなく、経済発展水準の不均衡性や政治体制の相違から地域協力機構のイメージを容易に想像できないアジア各

国において、モデルとしてOEECやEECを思い浮かべたとしても、果たしてヨーロッパで形成された共同市場あるいは自由貿易地帯がこの地域においても可能なのかについて最初から疑問が抱かれた。さらに、それが再び自国の主権を制限する方向に進むのではないかという警戒を呼び起こしたのである。例えば、フィリピンの工業団体の代表は、アジア共同市場構想は、せっかく獲得した民族の独立を奪うものであると厳しく批判したが¹⁵、それは地域主義に対するアジア諸国の姿勢をもっともよく表していた。彼らにとって、地域的枠組みと国民経済および民族の独立はそもそも相容れないものと理解されたのであり、そのような考えは植民地という歴史的経験を共有している地域諸国の間では多かれ少なかれ共通してみられた認識であった。実際に60年代前半までこの地域には、50近い地域協力機構が存在したものの、そのほとんどは国連が主導し、域外先進国からの資金や技術援助を受け入れて配分するという業務が主な目的で、アジア諸国の主体的な相互協力にはほど遠いものであった¹⁶。

2 . ADB 構想のはじまりと加盟国の範囲をめぐる問題

停滞気味にあった地域銀行構想を動かした一つの契機となったのは、1963年1月に第五回エカフェ地域内貿易促進会議においてタイが提案した、「輸出入資金を供給する地域銀行の設立」であった。地域協力の必要性は認めつつもより確かな形で自国の利益を追求する傾向が強かったアジア諸国は、この案に対しても半信半疑の姿勢を見せた。しかし、当初、域内の輸出入を円滑にするために金融保証および支援を行う「貿易銀行」として発案された上記に対して、むしろ資源の開発やインフラの整備を地域共通のプロジェクトとして進めていくことが全体の利益につながるとの判断から、それに「開発」の色を付け加えたのがウを中心とした事務局の専門家グループであった¹⁷。

彼の思惑通りに、この案は農業の近代化を進めるとともに工業化への関心を高めていた地域諸国の関心を大いに引きつけた。そして、同年11月にエカフェ事務局は、高級代表者会議準備会議（地域内貿易促進会議）を開催し、その場において初めて地域開発銀行としてADB設立の必要性が多数の参加国によって

認められた¹⁸。開発主義がナショナリズムと結びつくことによって国民統合の手段として機能し続けたことは前述したとおりであるが、一方でそれは、地域主義へと各国を動かす触媒の役割をも果たしたのである。

しかし、この時点では ADB への参加範囲や性格をめぐって何ら具体的な姿が想定されていなかった。まず、加盟国に関しては、域内国のみ加盟資格を与えるのか、それとも域外先進国にまでその範囲を広げるかが議論の焦点となった。エカフェの加盟国は日本、オーストラリア、ニュージーランドを除いてすべて途上国であった。一方、域外先進国のうち、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、ソ連の 5 カ国は準加盟国である。当初、エカフェ事務局内にはまず域内のみでスタートし、域外国からの援助は融資、贈与等の形で受けるに止めるか、あるいは銀行設立後の将来問題として考えればよいとの意見が優勢であった。それは、IDB や AfDB など従来の地域銀行が域内国のみを対象としていた前例からもそうであったが、なによりもウがアジア人によるアジア人の銀行という域内国のみ銀行にこだわりを持っていたことが主な理由であった。

日本はこれをウの「観念論的アジア主義」¹⁹であると非難し、域外先進国を当初からメンバーに加えておくことが絶対不可欠であると主張した。その理由は、域外国の協力と言っても、加盟国としての協力と外からのそれとでは、義務的か任意かの大きな相違があるとのことであった。さらに、将来的に融資活動を継続するには域内国のみで負担するのはそもそも困難であり、資金のかなりの部分を欧米資本市場に依存せねばならないが、アジア諸国のみがメンバーでは銀行債の信用度は低くなるのが必至で、起債が困難になることが指摘された。

なかでも、日本が一貫して強く求めたのはアメリカの支持および参加であった。その理由について、後に ADB の初代総裁となる渡辺武は、同国は欧州やラテン・アメリカ諸国とはそれぞれ制度的、組織的かわりをもつが、アジア諸国とはそれを欠いているので、「この際、アジア開発銀行に積極的に参加することはアメリカの利益にも合致する」²⁰と思い、同国を説得したと回想している。すなわち、彼は ADB というアジアの地域機構にかかわることで得られるアメリカ側の政治的利益を強調してその加盟を勧誘したのである。しかし、実際のところは、同国をアジアの地域協力機構に制度的に組み込むことによって、資金面

における責任を継続的に日本一国で背負うことを避けたいという思惑の方が大きかった²¹。さらに、アメリカの参加は日本がADBを支配しているとの懸念を和らげると同時にヨーロッパの加盟をも引出すための材料にもなると考えられた。すでに、渡辺らは 50 年代末から 60 年代初頭にかけて地域開発銀行の必要性を認め、そのための具体的な検討を進めていたにもかかわらず、日本一国がリーダーシップをとることが周辺諸国に誤解を呼ぶとの考慮から、ADBに対してきわめて慎重な態度で臨んだのである²²。

その他のアジアの一部の国のなかにも、「域外国が本件を第一義的には域内国自ら決定すべき問題であるとみなす余り、棚ざらしにしてしまう恐れがある」とし²³、銀行設立の問題を域内国のみで議論していくことについて懸念を持つ向きがないわけではなかった。しかし、ウの主張は彼個人の理想というよりは、初めて自分たちが中心となる国際機関の実現を望む多くのアジア諸国の期待を反映していた。欧米の先進国が参加することによって、彼らが地域機構を再び支配するかもしれないという恐れは多かれ少なかれ共有されていた。そして、このような地域諸国の警戒がアジアで唯一の先進国である日本に対してさらなる期待を高めさせた要因ともなったのである。

したがって、外務省の一部にはADBの対象国を域内に限定した場合、日本にとって必ずしも否定的な側面ばかりではないとの指摘も存在した。それは、「域内国間の協力あるいは銀行運営におけるわが国主導権の確保という点から見ると、加盟国は域内国に限定することが望ましいかもしれない」²⁴という考えからであった。すなわち、日本の主導権と資金的負担との間で一種のディレンマが生じたのである。しかし、ADBの持続的な運営を考えて日本が下した結論は、「対外信用力を増し、域外資金を積極的に誘致し、あわせてわが国の資金負担と危険負担を軽減するためには域外国の加盟が必要である」²⁵というものであった。

現実には、1963年3月のエカフェ第20回総会の段階までも域内国のなかにはADBへ拠出の意思を示す国は皆無であり、地域諸国のみでは銀行そのものが成り立たないのではないかと懸念が広がった。そして、最終的にはエカフェ加盟の域内18カ国だけではなく、広くアメリカや西ドイツ、イギリスなど先進12カ国の出資および参加を求めていくことになった。ADBは、米州やアフリカで

すでに設立された他の二つの地域銀行と違って、アジア地域の経済開発の促進を目的としながらも資金においては域外の先進国に依存し、その加盟を認めざるを得ないという特殊な性格ゆえに、設立までの局面はますます混迷の度を深めることになったのである。

3. 「アジア的性格」をめぐる議論の展開

(1) ウ・ニュンの来日

アメリカは佐藤首相の訪米が行われた1965年1月の時点においても、ADBに対する間接的な支持を伝えたのみでその態度を留保していた。さらに、前記した同年3月のエカフェ総会では同国の参加が未知数であるという状況が銀行設立に暗雲を投げかけていた。しかし、4月にジョンソン大統領は東南アジア開発のための10億ドル援助構想を発表したのに続いて、ADBに対しても一変して2億ドルを出資する用意があることを明らかにした²⁶。これを受けてADBはその設立に向けて大きく動き出した。

そして、ジョンソン演説が行われた直後の5月に日本を訪問したのはウ・エカフェ事務局長であった。ウは米大統領のADBに対する支持表明が同構想を進展させる好機であると捉えながらも、アメリカが巨大な資金を携えて参加してその発言力を強める結果、自らが重視するADBの「アジア的性格」を損ないかねないかと警戒した。したがって、彼はADB設立における日本の指導的役割を重視して、拠出に関して具体的な意志表示を取り付けたいと考えたのである²⁷。

彼は佐藤首相との会談の際に、エカフェの目的はアジア人にリーダーシップを与えることであるとした上で、ADBはアジア地域の経済開発に必要な資金源としての意義を有するだけでなく、アジア諸国の団結感を高めて共同の精神を培い、地域における政治的安定をもたらす上にも重要な役割を果たすことを繰り返し強調した。さらに、彼はADBにおけるプロジェクトの選定に当たっては、3カ国以上の国が支持するほかにも関係諸国が政策的協調を行う意思を持ち、なお長期的にアジアの経済成長に寄与できるなどの基本的原則に立つべきことを

説明した²⁸。すなわち、ウはADBは単なる融資機関ではなく、アジア地域の一体感や経済協力を促す、地域主義の中心であるべきという考えを持っていたのである。そのためには、ひとまずアジア地域諸国がADB運営の主体になることが必要であったのであり、域外先進国から資金調達を行うものの、彼らにあまり大きな発言権を与えないようにすることが大事であった。

そして、ウは日本がアジアのリーダーになるべく、「できれば出資金の額も含めて日本政府が参加の意向を表明することを希望する」²⁹と述べた。彼はADBにおいてアジア諸国が主体になるには、どうしても唯一の先進国である日本の指導的役割が不可欠であると主張し、2億ドルの出資を期待すると述べた。それはほかならぬアメリカが表明したのと同じ金額であった。ウとしては、アメリカの援助額がいかに大きくても、ADBにおけるその影響力を制限すべきであると考えたのであり、そのためにも金銭面を含めた日本の積極的コミットメントが必要であった。しかし、ウの考えには二つの誤算があった。一つは、彼が望むか否かにかかわらず、アメリカの拠出を受け入れる時点で同国のコントロールを容認せざるをえない状況にあったことである。さらにもう一つは、そもそも日本は域外先進国の影響力を制限するどころか、理事などのポストおよび投票権を通じた積極的な発言権を与え、継続的な資金導入の道筋を確保することこそが長期的展望に立つ銀行の運営に役立つと考えていたことである³⁰。

ADBの初期資本金については、すでに1964年10月にバンコクで開かれた専門家会議において、62年のアジア諸国全体のGNPの0.5%に該当する10億ドルの金額を当て、そのうち域内と域外の比率は6対4にすることが決定した。そして、日本はこの決定に沿って域内拠出額の3分の1である2億ドル程度が自国の出資額として妥当であると政府部内で意見の一致をみた。しかし、外務省が作成した「エカフェ事務局長対応要領」には、「ウに対しては具体的数字については明示しないことにする」³¹としてあり、佐藤首相も会談の際に、日本は「応分の出資を行う予定である」³²とのみ言及した。

銀行への参加および出資金額に関してすでに内部で合意に達していたにもかかわらず、日本政府当局者がそれをあえてウに示さなかったのはなぜだろうか。それはまず、銀行の資金調達や運営面で広く西欧諸国の加盟を取り付ける必要

があると考えた日本政府が、「アジア的性格」を重視して先進国の参加に消極的なウを牽制する意図があったと考えられる。すなわち、域外の協力が得られない場合には、日本もその参加および出資を再考する可能性があることを示すことによって、ウに揺さぶりをかけようとしたのである。さらに、本店所在地の誘致に関して米政府から好感触を得ていた日本政府は、ウからも日本支持の確答を得ておきたいと思っていた。佐藤首相はウに対して、東京本店の希望を正式に表明した上で、「自分がこのようなことをいうのは、日本が開発銀行に積極的に参加する意図をもっているからこそである」³³との含みを持たせた。ADBへの参加および出資を引き換えに、本店の東京誘致を支持してくれるようウに打診したのである。このことは、日本のリーダーシップに対する周辺諸国の反発に配慮したポーズをとりながらも、実のところ本店および総裁のポストの両方を獲得することによって、地域協力におけるその主導的立場を確固たるものにしたかったのである。そして、このことが他の諸国にさらなる警戒を呼び起こしたのはいうまでもない。

(2) 銀行の性格をめぐる対立

ADBの設立をめぐるもう一つの大きな争点となったのは、銀行の性格そのものに関することであった。アジア諸国のなかには、ADBの目的を国内開発のための資本不足に悩む域内途上国に資金を追加供給する機能さえあれば十分であるという、単なる「融資機関」とすべきであるという考え方に対して、開発計画の調整なくしては地域全体の調和的発展も望めないという立場から、市場規模との関連において投資の重複を避ける等の「開発調整機関」とすべきであるという主張が存在した。この議論は、ADBの役割を国別の開発計画を優先してそれに資金を提供するのみの最小限に止めるべきなのか、地域開発を視野に入れたより総合的な任務に求めるかに関する問題でもあった。そして、後者を重視する場合、各国の開発計画は必然的に地域構想との関連で制約されるか、あるいは譲歩せざるを得ないなど、いかなる形で影響されることを意味した。ADBの設立は、アジア諸国の間に初めて自国優先の開発と地域全体を視野

に入れた総合的な計画との関係を考えさせる契機となったのである。

これは言い換えれば、当時の南北問題という国際的潮流のなかでADBを先進国の途上国に対する経済協力を受け持つ機関として捉えるか³⁴、あるいは域内の経済開発計画の調整という地域協力の主体として位置づけるかという問題でもあった。途上国のなかには、単に一国経済のみではなく長期的には地域産業の育成や分業体制に主眼を置く視点が必要であるとの認識も生まれつつあったものの、どちらかといえば国民たちに短期的に成果の見える国別開発計画を重視する立場が根強く存在した³⁵。したがって、多くの域内加盟国は前者の立場に立ち、ADBをそれぞれの開発計画のために援助や融資を得るための窓口として考える傾向があったのである。さらに、その際にも先進国は途上諸国の開発を優先的に配慮するが、その運営にあたっては介入すべきではないとの主張が行われた。そして、このようなアジア諸国の要求が後に述べるように、ADBの「アジア的性格」に大きく反映されたのである。

これに対して、日本はADBが経済協力機構としての性格を有していることを認めながらも、基本的には地域開発銀行、すなわち世銀や国際通貨基金（IMF）の地域版として認識する側面があった。したがって、地域全体の総合的な開発計画の基に資金を合理的に配分し、銀行の「健全運営」の確保に努めて、先進国からの資金調達を容易にしようと考えた。このような姿勢は、以下に述べるように、ADB設立会議に向けた日本側の代表を決める人選にも色濃く反映された。

1965年3月のエカフェ総会では、ADBの早期実現を促すために、インド、パキスタン、イラン、フィリピン、タイ、マレーシア、セイロンおよび南ベトナム、そして日本の9カ国の専門家からなる諮問委員会（Consultant Committee）を設け、域内外諸国ならびに国際金融機関との協議にあたらせるほか、銀行規約の準備を進めることが約束された。各国は自国の意見がより多く反映されるよう高官を送り込むことが予想され、事実、インドやフィリピンはそれぞれ閣僚級の代表を派遣し、エカフェの議論を主導した。

ところが、日本では外務省と大蔵省の間にADBの主管をめぐる対立が表面化した。大蔵省はADBを世銀などと変わらない国際金融機関の一つとして捉え、

当然、自省の管轄下にあると主張した。しかし、外務省にとってそれは、「アジアに対する経済および経済協力政策の重要な一環をなすべきものであり、わが国の対アジア外交という観点から行われるべき」³⁶問題であった。そして、あくまでも外務省を頂点としてその他通産省をも含む関係各省庁の協議の下に置くべきであると主張した。両省の対立は結局のところ、日本のADB政策の性格を地域主義あるいは対アジア外交の一環として位置付けるべきか、それとも数ある国際金融機関の一つに対する関与の問題として捉えるべきかという、分かれ道を決める問題でもあった。しかし、議論の焦点は諮問委員会に参加する代表団の任命権および訓令権をどこが有すべきかという、省庁間の主導権争いの問題に矮小化された。外務省は、いままでADB構想に関わってきた大蔵省顧問の渡辺武を政府代表とすることに同意したものの、職務執行期間中の資格においては新たに外務省参与に任命するという妥協案を提示して、外務省の管轄であることに固執した³⁷。しかし、代表団の構成においては渡辺誠大蔵省顧問、千野大蔵事務官などが多数加わり、大蔵色が強く出たのは否めず、これはその後のADBにおける日本の立場にも大きく反映された。

そして、地域開発銀行としてのADBの性格を主張する日本と経済協力機構としてのそれを主張するアジア諸国との間の隔たりは日本の立場を著しく制約した。例えば、フィリピンはアジアのなかにも先進国は存在するものの、その国は必ずしもその他大多数の途上国の立場を代表しようとはしないがために、後者の意向が十分に保障される措置を別途に講ずる必要があると主張した³⁸。この発言は、明らかに日本を指したものであり、これに対して日本側代表は「アジア的性格」という言葉が「途上国の立場を優先的に配慮するという意味に摩り替えられている」³⁹と批判した。このような対立はその後のADB協定をめぐる議論において再燃されるようになった。

4. 「アジア的性格」の具体的内容とその帰結

日本は前記の1965年6月23日にバンコクで開かれたADB設立のための第一回諮問委員会において、初めて銀行設立の際に2億ドルを出資する意向がある

ことを正式に表明した。あえてこの時期の発表を選んだのには、関係諸国に強いインパクトを与えて本店所在地決定において少しでも有利な立場を獲得するという思惑からであった。そして、これに刺激されたインド、イラン、フィリピン、セイロンなどが新たに拠出の意向を表明し、域内において3億7000万ドル程度の出資を取り付けることができた。ウは、「アジアの一国として日本が積極的態度を示したことはアジア開銀設立の機運をいやが上にも盛り上げるのに有効」⁴⁰であったと満足の意を示した。

こうして、ADB設立へ向けた議論が本格化されるにつれて、その「アジア的性格」の意味するところがより明確になった。それは、第一に、ADBは商業的な観点ではなく域内経済協力の観点から運営されるべきであること、第二に、本店の所在地は域内に定めるほか、総裁・副総裁も出来る限り域内国から選ぶこと、第三に、理事については小国からも選出されるよう配慮すること、第四に、域内国の発言権を確保するために投票権（特に基本票）を定めること、などがその主な内容であった⁴¹。これらは途上国の先進国に対する要求にほかならなかった。アジア諸国はADBを南北問題解決の一環として捉え、先進国は途上国に対する十分な配慮を銀行の設置以前に具体的態度で示すべきであると主張した。言い換えれば、それは途上国の集団としての主導権を「アジア的性格」のなかに盛り込もうとしたのである。

このような立場は、ADBの運営をめぐる諮問委員会においてより具体的な要求となって現れた。諮問委においては、「アジア的性格」が害されない限りにおいて、域外先進国からできるだけ多くの拠出を募ることが了解されたものの、その具体的な方法をめぐっては意見が紛糾した。例えば、総資本の40%を上回る出資が域外から集められた場合に、銀行運営の面でその影響力をどのように調整すべきであるかという問題が持ち上がった。これについて、マレーシアが、一定額以上のものについては投票権を伴わない出資とした方がよいとのアイデアを提示し、これにイランやインド、セイロンなどが賛成の意を示した。さらに、投票権の配分においても域内諸国の持つ基本票に対して出資率比例票の割合を厳しく制限すべきであるとの主張が主流となった。全体的に、域内メンバーシップと域外のそれとの間には相違を設けたほうがよいとの意見が大勢を

占めたのである。

これに対して、日本は域内・域外および先進国・途上国を問わず基本的には同等の資格を与えるべきであるという観点に立ち、基本票と比例票の関係を 1 対 10 にするよう求めた。アジア地域における日本の影響力を強める、あるいはリーダーシップ発揮の条件を整えるためには、むしろ域内諸国の主張どおりに域外の関与を制限したほうが日本にとっては都合がよかったのであろう。しかし、それよりも日本は域外国の出資を制限することによって、域内唯一の先進国である自国にその負担が集中することを避けたいという財政的考慮を優先させた。その意味においても、外務省よりも大蔵省の意向が強く反映されていたとみるべきであろう。

しかし、このような主張は諮問委において少数の意見にすぎず、最終的には日本のみが反対したまま、基本票は最低でも 20% に維持すべきであるとの勧告が決議された。これに対して、アメリカは、アジア諸国はこれにも満足せず今後さらにその比率を上げることがを主張するであろうとの不満を示し、「これを例えば 25% にするというごとき合意に達した際には、この銀行に対する考え方を全面的に再検討せざるを得ない」とした強い態度を示した⁴²。基本票を 10% 内に納めるべきとの日本案は、アメリカの主張にはもっとも近かったものの、アジア諸国の考えとは大きく隔たりをみせ、ブラック (Eugene Black) 米大統領特別顧問は「この問題で譲るときは、日米両国がいっしょに行動したい」⁴³と述べた。

そして、この申し合わせにより、6 月の諮問委から約一ヶ月後に開かれた第二回会議において日米は、基本票の割合を 15% にまで譲歩する用意がある旨を伝えた⁴⁴。しかし、ここにおいて、アジアの途上諸国と日本の考え方の相違は表面化するようになり、結果的に ADB 設立協定案にその「アジア的性格」⁴⁵が明記されることになり、それは具体的に次の点を意味していた。

まず、その運営においてはコマーシャルな観点ではなく、域内の途上国に対する経済協力としての配慮が重視されるべきことが強調された。ところが、そのなかには途上国といっても一括りにはできないアジア諸国の現状が色濃く反映されていた。援助の対象国として「アジア・極東地域の途上国 (developing

member countries)」が示され、なかでも融資を行う際には、「小国および開発が遅れている国の要求に特別の注意を払う」旨が明記された。その背景には、世銀などの従来の国際機構の援助の大半がアジアの大国であるインドに集中していたことへの批判が暗に含まれており、同国の反発に配慮した形で「開発が遅れている」という文句が付け加えられた経緯があった⁴⁶。さらに、加盟資格においてはエカフェの加盟国および国連またはその専門機関に加入しているその他の域内国および域外先進国とされ、中国や北朝鮮、北ベトナムが予め排除される形になった。共産圏の加盟に台湾や韓国が難色を示し、ビルマがuniversal principalを主張してそれに反対したものの、実際には自由主義体制の途上諸国が主なメンバーシップを与えられたのである⁴⁷。

おわりに

アジア地域諸国の ADB に対する「アジア的性格」の主張には、ADB が域外の先進国に支配されてはいけないという問題意識が根底にあったといえる。そのために、域内の発言権を確保する手段として、持ち株数 6 割の域内保有や総裁および副総裁など要職の選出、所在地の域内誘致、投票権（特に基本権）の保障にこだわった。総じて、この言葉には域外の資本を受け入れるものの、実際におけるその運営は南北問題解決の一環として、先進国は域内途上国の立場を優先的に配慮すべきであるという強い要求が表れたのである。

ところが、このようなアジア途上諸国の主張は、ADBに対する先進国の興味を著しく低迷させる一因となった。アメリカは 2 億ドルの出資を表明したものの、その関心はあくまでもジョンソン大統領のインドシナ政策の域を脱するものではなく、そのために西ドイツやオランダ、イギリスなどの態度は「お付き合い」程度のきわめて消極的なものにならざるを得なかった⁴⁸。さらに、オーストラリアやニュージーランドも域内国であるが脇役の先進国であるというその立場から、積極的な発言を行おうとはしなかった。

このような状況は地域銀行としてADBにより普遍的な性格を持たせ、積極的に域外先進国の参加を誘導して資金の調達を容易にしようとする日本をますま

す孤立させた。そして、アジアの途上諸国との溝は埋まることなく、65年11月の閣僚会議において最終的な協定案ができあがった。そこにおいて、基本票は途上国の要求どおりの20%が受け入れられ、その代わり理事数に関しては域内と域外の比率を9:3と主張していた途上国が日本やほかの先進国に歩み寄って7:3が決まった⁴⁹。

ウ・エカフェ事務局長は、創立総会における記念演説において、ADBは「アジア諸国がイニシアティブをとり、先進国の協力を求めて設立したものであり、これは『国連開発の10年』の目的に完全に一致している」⁵⁰との感慨を披露した。これは、ADBの性格そのものを端的に現す挨拶であり、当時のアジア地域における開発の問題および地域協力の現状をよく示していたといえる。アジアの途上諸国にとって南北問題の台頭およびそのための地域的試みとして登場したADBは、確かに自国の開発政策をさらに進められる好機として捉えられた。しかし、彼らにとって地域協力機構は必ずしも地域共通の開発計画の調整および促進を意味したわけではなく、先進諸国に対する途上国集団の組織化および発言力の高まりを意図していた。「アジア的性格」の主張もそのようなアジアの途上諸国への配慮およびその主導に対する要求であったのである。

さらに、それは国内のナショナリズムと無縁ではなかった。すなわち、開発主義の導入を通して外国の資本とナショナリズムの間の妥協点を見出したこれら諸国において、地域開発銀行を通じた資本の受入れは歓迎すべきものであったが、それによって自国の主権が制限されることについてはきわめて警戒的な姿勢をとっていたのである。

このように、アジアの途上諸国の地域主義への理解がそれぞれのナショナリズムに大きく制約されるものであったとすると、日本が他の諸国と尽く対立する場面が多かったのは、地域諸国の南北問題解決への欲求および日本に対する期待を汲み取れなかったことに起因するといえる。すなわち、先進国入りを果たしたとはいえ、いまだ中進国意識の強かった日本は、自国の資金的負担を軽減することに力を集中しながらも、他方において、本店の所在地や総裁のポストなどを確保することによってその国際的地位の向上につなげようと試みた。したがって、日本はアジアの一員でありながら唯一の先進国であるその立場を

うまく活用できず、バランスーとしての役割を決定的に欠いていたのである。このようなアジアの途上諸国と日本との間の思惑のすれ違いは、そのまま 60 年代の地域協力の限界をも現していた。そして、「アジア的性格」は決して合意を見出せないまま、その後も姿を変えてアジアの地域主義に影響を及ぼしているといえる。

註

¹ 川田侃『南北問題——経済的民族主義の潮流』（東京大学出版会、1977年）2-10頁。

² 本稿においては、ある一定の地理的範囲内の構成国が制度的な取り決めや条約に基づいて協力を進めるプロセスを「地域統合」という。一方、「地域主義」はそのような形をとらなくとも、安全保障や貧困など国際的な諸問題に対して地域的なまとまりを持って対処しようとする動き、あるいはイデオロギーといったより広い概念として用いている。しかし、制度化の度合いおよび意志の違いはあるものの、地域を形成しようとする意識が優先しているという点において、両者はほぼ同意である。その意味では、貿易の拡大を中心とした経済関係の実質的な進展が先行する「地域化」とは区別されるべきであろう。拙稿「地域主義と国民国家——アジア太平洋地域を中心に」、高田和夫編『国際関係論とは何か——多様化する「場」と「主体」』（法律文化社、1998年）172-202頁参照。

³ 稲田十一「国際援助体制と日本——経済支援をめぐる協調と対立」、渡辺昭夫編『日本の国際政策——ポスト冷戦の国際秩序を求めて』（有斐閣、1997年）133-135頁。

⁴ ADBの設立に至るまでの政治過程を分析した研究はそれほど多くない。リックスは日本の対外援助政策とそのプロセスを分析した著作のなかでADBについて言及しているものの、日本の圧倒的な影響力と支配を指摘するに止めている。Rix, Alan, *Japan's Economic Aid——Policy-making and Politics*, London, Croom Helm, 1980. 地域開発銀行としてADBの初期の目的や性格については、ホワイトの著述が注目に値する。White, John, *Regional Development Banks: The Asian African and Inter-American Development Banks*, N. Y., Praeger Publishers, 1972. 一方、ADBおよびそのなかでの日本の役割や外交行動を論じたものとしてはヤストモの著作が最も参考になる。しかし、彼はADBを他の国際機構と同一線上に並べることによって、それが当時の国際社会における南北問題、なかでもアジアの開発をめぐる先進国と途上国、さらには域内諸国と域外国のアリーナであったというその特殊性への観点を決定的に欠いている。Yasutomo, Dennis T., *Japan and the Asian Development Bank*, N. Y., Praeger, 1983. なお、ADBの本店所在地の誘致過程における日本の外交については、拙稿「1960年代アジアにおける地域協力と日本の外交政策——アジア開発銀行（ADB）本店所在地決定過程を中心に」、九州大学大学院比較社会文化学府『比較社会文化研究』第11号（2002年）65-77頁を参照されたい。

⁵ 東南アジアにおける50年代の経済ナショナリズムの展開については、Frank, H. G. (ed.), *Underdevelopment and Economic Nationalism in Southeast Asia*, Ithaca: Cornell University Press, 1969. なお、新興独立諸国における「国民化（nationalization）」およびナショナリズムに関して経済学的な分析を行っている好論として、ひとまず次を参照。Johnson, Harry, “A Theoretical Model of Economic Nationalism in New Developing States,” *Political Science Quarterly*, 80 (1965), pp.176-185.

⁶ 独立初期のタイの経済政策については、奥村鉄男「タイ国の経済開発」、アジア協会編『アジアの経済開発——東南アジア編』（日刊工業新聞社、1957年）253-279頁。フィリピンについては、橋本秀一「フィリピンの経済開発計画——試行錯誤の実施過程」、同上、1-44頁

参照。

⁷ 末廣昭「発展途上国の開発主義」、東京大学社会科学研究所編『20世紀世界システム4 開発主義』（東京大学出版会、1998年）22-24頁。

⁸ 末廣、前掲論文、28-31頁。なお、この時期のアジア各国の開発体制の成立とその比較については、岩崎郁夫「比較国家論——開発主義国家を中心に」、東南アジア地域研究会・中村哲編『講座東南アジア現代史1 現代からみた東アジア近現代史』（青木書店、2001年）111-141頁参照。

⁹ 笠原正明「中国の南および東南アジア政策」、『神戸外大論叢』第24巻第1号（1973年6月）47頁。

¹⁰ Stove, V. W., “A South East Asian Common Market?” *Far East Trade*, September 1961, p. 1075. および『世界週報』（1962年1月9日）24頁。

¹¹ Moorthy, K. K., “Scope for Economic Cooperation,” *Far Eastern Economic Review*, October 26, 1961, pp. 199-200.

¹² Wightman, *op. cit.*, pp. 298-300. および岩本裕二郎「東南アジアにおける地域主義」、アジア政経学会編『現代中国研究叢書 1960年代における中国と東南アジア』（東京大学出版会、1974年）142頁。

¹³ この三人委員会の一人であった大来佐武郎は、インドとパキスタン間の政治的対立がOAEC構想の流産につながった大きな原因であると指摘する。「座談会 アジア経済協力機構構想を語る」上、『国際問題』第26号（1962年5月）24頁。

¹⁴ 座談会、前掲、23頁。

¹⁵ Pauda, E. “Asian Common Market Ruinous to Filipino Contractors and Everything Filipino,” *Agricultural and Industrial Life*, October 1963, p. 43.

¹⁶ 60年代アジア地域の経済協力の現状については、外務省アジア地域協力研究会編『アジアの地域協力機構』（日本国際問題研究所、1971年）。

¹⁷ Yasutomo, *op. cit.*, pp. 28-30.

¹⁸ 「アジア開発銀行設立構想の経緯と問題点」（外務省経済協力政策課、1964年8月20日）外務省外交記録、リールNo. B' 0148 (B' 6,3,0,41-1) 『アジア開発銀行関係 設立関係』（第一巻）（以下、『ADB設立関係』と略記）

¹⁹ 同上。

²⁰ 渡辺武『アジア開銀総裁日記』（日本経済新聞社、1973年）10頁。および、Watanabe Takeshi, *Towards a New Asia* (Singapore: Times Printers, 1977), p. 2.

²¹ Yasutomo, *op. cit.*, p. 37.

²² 渡辺は1962年から自らの主導によってADB構想を検討しつつも、「いずれ開発銀行を作りたいという話は必ずアジアの国々から出てくるもの」と考え、それを待ってから行動した方が適切であると判断したと述べている。渡辺、前掲書、13頁。

²³ 「アジア開発銀行について」（バンコク粕谷大使発外務大臣宛電信、1965年3月8日）『ADB設立関係』（第一巻）

²⁴ 前掲、「アジア開発銀行設立構想の経緯と問題点」。

²⁵ 同上。

²⁶ ジョンソン大統領の東南アジア開発援助構想およびその背景については、拙稿、「1960年代アジアにおける地域協力と日本の外交政策」、69頁。

²⁷ 「ウ・ニユン、エカフェ事務局長の来日について」（バンコク粕谷大使発、1965年5月6日）『ADB設立関係』（第三巻）。

²⁸ 「佐藤総理大臣とウ・エカフェ事務局長との会談の概要」（1965年5月13日）『ADB設立関係』（第三巻）。

²⁹ 同上。

³⁰ 「アジア開銀について」（バンコク粕谷大使発、1965年6月26日）『ADB設立関係』（第四巻）。

³¹ 「アジア開発銀行設立問題に関するわが国の態度（ウ・エカフェ事務局長対応要領）」（外

務省経済協力局、1965年5月13日）『ADB設立関係』（第三巻）。

³² 前掲、「佐藤総理大臣とウ・エカフェ事務局長との会談の概要」。

³³ 同上。

³⁴ 60年代の新たな特徴として、「経済援助」よりは「経済協力」あるいは「開発協力」という言葉がより一般的に使われるようになった点が指摘できる。そこには、南北問題における途上諸国の発言力の強化が背景にあり、援助する側とされる側が対等であるというニュアンスが込められていた。さらに、その方法においても直接的な資金援助に代わって貿易の拡大や輸入市場開放への要求などより多様な手段が主張された。

³⁵ 前掲、「アジア開発銀行設立構想の経緯と問題点」。

³⁶ 「国連アジア極東経済委員会のアジア開発銀行に関する九カ国諮問委員会に対する日本政府委員の選定について」（外務省、1965年6月1日）『ADB設立関係』（第四巻）。

³⁷ 同上。

³⁸ 「アジア開発銀行に関する諸問題点とわが方の立場」（外務省国連局経済課、1965年8月20日）『ADB設立関係』（第三巻）。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 「アジア開発銀行諮問委員会討議概要」（在タイ大使館よりの報告、1965年7月6日）『ADB設立関係』（第四巻）。

⁴¹ 「アジア開発銀行諮問委員会第二回会合について」（外務省国連局経済課、1965年8月17日）『ADB設立関係』（第三巻）。

⁴² 当初、アジア諸国のなかでは、基本票を50%にすべきとの意見もあった。「アジア開銀について」（バンコク粕谷大使発、1965年6月30日）『ADB設立関係』（第四巻）。

⁴³ 「福田大蔵大臣とブラック米大統領特別顧問との会談要旨」（1965年7月5日）『ADB設立関係』（第四巻）。

⁴⁴ 「アジア開発銀行諮問委員会訪日記録」（1965年7月17日）『ADB設立関係』（第四巻）。

⁴⁵ 協定の前文に“Convinced that the establishment of a financial institution that is Asian in its basic character would serve these ends”の一項が加えられた。「アジア開銀設立協定案の主要問題点（第二回諮問委員会）」（大蔵省）『ADB設立関係』（第五巻）。

⁴⁶ 巨大な人口を抱えるインドやパキスタンに再び大量の援助がつけ込まれることへの地域諸国の警戒は根強く、タイは両国の「食べ物になるような銀行には興味がない」とまで言い切った。このような途上諸国間の利益対立も地域協力機構としてのADBの性格づけを困難にさせた一因であった。「エカフェ第21回総会（朝海代表より、1965年3月24日）」『ADB設立関係』（第三巻）。

⁴⁷ ビルマはADBが「世銀とconstitutionが同質のものであるならば参加の意図はなく、もっとアジア特殊のものであるならば参加するかもしれない」と述べ、体制の相違を問わないアジアの地域協力機構としての性格を求めたが、それが受け入れられることはなく、結局、同国はADBへの加盟を断った。「アジア開発銀行について」（ラングーン小田部大使発、1965年9月6日）『ADB設立関係』（第二巻）および「アジア開銀設立専門家諮問委第二回会議議事要旨」（大蔵省）『ADB設立関係』（第五巻）。

⁴⁸ それぞれの拠出額は西ドイツが4千万ドル、オランダが1.1万ドルでイギリスは1千万ドルにとどまった。さらに、フランスは最後の段階で不参加を決定し、当初、見込まれていたソ連の参加も実現できないことが明らかになり、目標の域外拠出4億ドルは大きく見当が外れることになった。「アジア開銀銀行諮問委員会第2回会合について」（外務省国連局経済課、1965年8月17日）『ADB設立関係』（第五巻）。

⁴⁹ 「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案要綱」（大蔵省、1966年2月10日）『ADB設立関係』（第一巻）。

⁵⁰ 「アジア開発銀行創立総会の概要」（1966年12月）外務省外交記録、リールNo. B'0148 (B'6,3,0,41-5) 『アジア開発銀行関係 創立総会関係』（第一巻）。